

# ほろにか

平成30年6月15日  
全国卸売酒販組合中央会

「あれから1年経って」

関東信越支部長 山岸 義弘

「小生が、県卸組合の会合に出席しだした30数年前、当時の埼玉県卸売酒販組合の新田理事長が『組合員の皆さん、安売り競争をするよりも、社員の給料を上げる競争をしましょうよ。』とおっしゃった言葉が今も懐かしく思い出される。」これは、平成29年6月22日付「ほろにか第214号」の文末に記載の内容である。改正酒税法等が昨年6月1日に施行され、あれから1年経って酒類市場はどのように変化したのだろうか。

ビール類の小売価格を見ると、施行当初は1割程度値上がりしていた状況であったので、改正法の内容に沿って順調にスタートしたものと感じていたが、その後徐々に値下がりし始め、年末・年始には施行後の最安値となったと感じた。年始を過ぎるといくらか値上がりしたものの3月以降は値下がり傾向が続き、今では施行前の小売価格よりは高いものの元に戻ってしまうのではないかと心配している。新聞折込チラシの掲載にも変化が見受けられ、施行前は目玉商品として安値を売りに毎週のように大きく取上げられていたが、施行当初は掲載されなかったり、掲載スペースが以前より小さくなったり、品目の異なる酒類が取上げられたり、消費者に対するアピールに変化が見られた。

今回は法律の改正であり、これを遵守しないと最終的には「免許の取消し」になることを今一度理解する必要がある。取消しになるまでには「指示」「公表」「命令」の段階を踏むが、例えば、税務当局から「指示」されたら改善すればいい、ということでそれを繰り返していたのでは、以前の過当競争時代に逆戻りしてしまうのではないかと。

国税庁が公表する取引状況等実態調査の総調査場数に占める総販売原価割れ販売（仕入原価割れ販売を含む）率は、直近平成28事務年度が99.7%、27年度が98.4%、26年度が96.1%、25年度が97.6%、24年度が98.5%と限りなく

100%に近い数字だ。総販売原価の算出方法に違いがあることは十分に承知をしているが、究極的には総販売原価割れ販売率が0%になればならない。

税務当局は精力的に調査等に取り組んでいると言っているが、組合員間では税務当局の姿がなかなか見えてこなかったため、不平や不満の声が聞かれたこともあったが、税務当局が個々の取引内容を細かくチェックし指導している様子を垣間見ることができた。国税庁の次回の公表に期待したい。

今回の改正を踏まえ、組合員は「最後のチャンス」と捉え公正な取引に向け取り組んできている。これまでの組合員の発言をまとめてみると、「価格交渉については、取引先との決着時期にばらつきが見受けられたものの、全体として概ね順調に推移した。利益の改善が図れたと発言する者もあった。」という内容だ。

改正酒税法等が施行され1年、取引内容が施行前とどのように変化をしたかを検証し、公正な取引を行っていくには何をなすべきかを、改めて振り返って検討したい。